

第21号議案

京都地方税機構議員報酬等に関する条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構議員報酬等に関する条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構議員報酬等に関する条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別 記

京都地方税機構条例第7号

京都地方税機構議員報酬等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22法律第67号）第292条において準用する同法第203条の規定による議員報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬の支給）

第2条 京都地方税機構議会の議員（以下「議員」という。）がその職務に従事したときは、議員報酬を支給する。

（議員報酬の額）

第3条 議員報酬の額は、別表に定めるところによる。

（費用弁償）

第4条 議員が公務のため旅行したときは京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「旅費条例」という。）第2条第2項に規定する指定職の職務にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。

（議員報酬及び費用弁償の支給方法）

第5条 議員報酬は、年度末までに支給する。

2 議員報酬を受ける者が年度の途中で就任し、又は退任したときは、就任した日の属する

月から又は退任した日の属する月までの月割りで算定した額を支給する。ただし、月の途中で退任した者がその月において再び就任した場合にあっては、その議員報酬の支給については、引き続き在職していたものとみなす。

3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	議員報酬
議長	年額 30,000円
副議長	年額 25,000円
議員(議長及び副議長を除く。)	年額 20,000円